

入居住宅に関する状況通知書

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下の事項について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金を本人に代わり請求及び受領することに同意し、振込口座として下記口座を指定します。

名古屋市長 様

年 月 日

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許番号)

(担当者等) 氏名 所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、契約満了日及び入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、「入居住宅に関する状況通知書(クレジットカード払等) (第4号様式の2)」を提出すること。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払方法は不可。

振込口座

住居確保給付金(家賃補助)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

※口座名義が本通知書の通知者でない場合は、必ず裏面の【申立事項】を記入すること。

(裏面につづく)

(不動産仲介業者等記載欄)

申立事項（以下のいずれかに☑）		
☐ 賃料は、下記の貸主の口座へ振込む必要があるため、口座名義が異なります。 ☐ 賃料の徴収については、下記の賃料管理会社（人）に委託しているため、口座名義が異なります。		
貸主又は賃料管理会社（人）		
	称号又は名称	
	代表者名	
	所在地	〒

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。 ○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。 ○住居確保給付金の請求及び受領を、本通知書の通知者である貸主又は貸主から委託を受けた受任者に委任します。あわせて、住居確保給付金の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。 年 月 日 氏名..... 住所..... 電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を仕事・暮らし自立サポートセンターに提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

下記に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用する場合そのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕